

当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

当院施設基準に係る掲示

○明細書発行体制等加算

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」を発行しております。

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

○電子的診療情報連携体制整備加算

当院はオンライン資格確認システム導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入している保険医療機関となります。

マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療をできる体制を実施しています。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施してまいります。(※今後導入予定です)

○コンタクトレンズ検査料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料 295 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定 したことがある方は外来診療料 82 点を算定いたします。コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。ただし、厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料 1 ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。担当医 菅田昌則